

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画（案）にかかる  
パブリックコメント手続きについて

1 対象

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画（案）

2 実施期間

令和7年2月7日（金）～2月28日（金）

※郵送の場合は令和7年2月28日（金）必着

3 計画案の設置場所

こども政策課（市役所別館1階）、市情報コーナー（市役所別館1階）、市役所本館1階入口、保健福祉センター、南部市民センター、総合体育館、市民プラザ、市立公民館、市民交流会館中塚荘、こども発達支援センター、公立認定こども園・幼稚園・保育所、地域子育て支援拠点（ひよこる～む、なかよし広場）、くらしの相談窓口（そよら古川橋駅前3階）、ルミエールホール、子ども LOBBY（イズミヤショッピングセンター門真店3階）、子ども TERRACE（枚方信用金庫門真東支店内）、TEENSBASE（市民プラザ内）（計20箇所）、市ホームページ

4 意見の提出資格

- (1) 市の区域内に住所を有する人
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する人
- (4) 市の区域内に存する事務所または事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前各号に掲げるほか、パブリックコメント手続に係る案件に利害関係を有する人

5 意見の提出方法

様式は自由。案件名、住所、氏名、電話番号、意見を記入し、意見箱へ投函、こども政策課へ郵送・ファックス・電子メール・持参・インターネット上の意見提出フォームにより受け付け

※電話等の口頭での受付は不可

6 意見への対応

提出された意見は原則として門真市ホームページで公表します。

意見に対する個別の回答は行いません。